

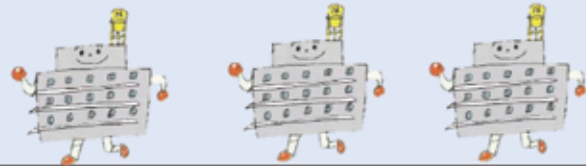
家賃の支払いについて一人で悩んでいませんか？

那覇本社窓口では、社会福祉士等の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃の納付に関する相談に応じています。

各出張所においても相談を受け付けておりますが、事前に予約をお願いします。

専門相談窓口 専用ダイヤル

☎098-917-1210



修繕のお問合せ先は

お住まいの地区ごとに異なります！

名護出張所	(名護市の県営住宅)
コザ出張所	(沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村の県営住宅)
宜野湾出張所	(宜野湾市、浦添市、北谷町、西原町、北中城村、中城村の県営住宅)
那覇本社(施設整備係)	(那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、八重瀬町、南風原町、与那原町の県営住宅)

●インターネットの接続に伴う申請や手すり等の設置の申請などについても、上記の修繕受付先窓口にて手続きできますのでぜひご利用ください。

※申請にあたっては、家賃・駐車場使用料の滞納がないことを必ずご確認のうえ、模様替え申請書および委任状(名義人以外が申請する場合)を持参・郵送し、申請していただきますようお願いいたします。

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間: 8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)
(那覇本社窓口) 8:30~16:00(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること《入居係》・・・☎098-917-2206
(例:名義人の死亡、離婚、親族を同居させたい、連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関すること《収入調査係》・・・☎098-917-2435
(例:結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場に関すること《駐車場係》・・・☎098-917-2437
(例:車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等)
- 家賃支払いに関すること《収納係》・・・☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事《専門相談員》・・・☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談、模様替えに関すること《施設整備係》・・・☎098-917-2438

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- 名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971
- コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687
- 宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただけますよう、ご協力をお願いします。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けん えい じゅう たく 県営住宅だより

2022

秋号

第12号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



重要 あなたのお部屋の共用部分やバルコニーは大丈夫ですか？

1. 共用廊下、階段に物を置いてはいけません！

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

2. ベランダ隔て板等の付近に物を置いてはいけません！

バルコニーの隔て板や階下へ下りる避難ハッチは、火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に物を置くと、避難の妨げになります。また、バルコニーに物を置くと子どもが登って転落事故の原因にもなります。



ベランダ隔て板(隣戸仕切り板)付近には私物を置かないようお願いいたします。
(エアコン室外機含む)

3. バルコニーから、物が落ちないように注意しましょう！

バルコニーの手摺の上に物を置いたり、物をかけたりするのは、落下の危険があるのでやめましょう。バルコニーでふとん(シーツやカバーを含む)を干すときは、必ずバルコニーの内側で「ふとんばさみ」等を使用し、落下防止に努めてください。

また、BS アンテナの設置については、県営住宅では認められておりませんので設置している方は早急に撤去をお願いいたします。

4. 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、吸殻の処分に注意しましょう！

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や受動喫煙にもつながりますので、近隣の方への配慮を心がけましょう。また、タバコの火の不始末による火災が多く発生しています。タバコの火が洗濯物やふとんなどに燃え移ると大変危険です。吸殻の処分に十分注意しましょう。

万一、火災が発生した場合、置いていた物品が妨げとなり、死傷者等が出た場合は、物品を置いていた方に多額の賠償が発生することがあります。また、貸主である沖縄県においても共用部分に私物物品等を置くことは認めておりません。

よって、現在共用部分に私物物品等を置いている入居者様は、早急に撤去下さいますようご協力ください。

重要

収入申告書の提出は終わっていますか？

県営住宅にお住まいの皆様には、毎年収入を申告していただき、これに基づいて県は来年度の家賃を決定しています。「収入申告書」をまだ提出されていない方については、世帯の収入状況にかかわらず、来年4月からお近くの民間賃貸住宅等と同じくらの家賃（近傍同種家賃）を負担していただくこととなりますので、急ぎ提出されますようお願いいたします。



重要!

☆収入申告に不備《不足書類》がある場合☆

現在、公社では皆様から提出された収入申告書の審査を行っています。審査の結果、必要書類の不足等があった場合は、順次電話やハガキ等にてご連絡しております。ご連絡がありましたら、不足している書類を速やかに提出してください。

なお、不足書類を提出しない場合は、来年4月から、お近くの民間賃貸住宅等と同じくらの家賃（近傍同種家賃）となりますので、必ず提出してください。

☆収入申告義務の緩和に関するお知らせ☆

「収入申告書」の提出は県営住宅にお住まいの方の義務です。しかし、認知症など入居者自ら収入申告が困難な場合は、県が調査した収入額をもとに家賃の決定を行うことができる制度があります。制度の利用を希望する方は一度下記連絡先までご相談ください。

連絡先：収入調査係 098-917-2435

共益費の未納はありませんか？

共益費は、団地の運営、維持管理のために必要な費用です。

共同施設等は、この共益費により維持管理されており、**入居者全員で負担する義務**があります。

下記の費用は、共益費として入居者の負担になりますので必ず納めてください。

1. 電気料金：屋内外共用部分の電灯、エレベーター電気代、集会所の電気料金等
2. 水道料金：共同水栓、集会所の水道料金、浄化槽の水道料金等
3. 衛生掃除費等：ゴミ収集料金、排水管（つまり等）の清掃費等
4. 共同施設費：電灯等の電球の交換費用、樹木草花の剪定費等
5. その他入居者が当然に負担すべき諸費用



※共益費の未納が増えると街灯が点かなくなったり、エレベーターが使えなくなるなど、入居者全員の生活に影響します。

※共益費は、家賃とは別に自治会等へ納めてください。

（家賃と一緒に引き落としされません。）

※共益費の滞納は沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例に定める「迷惑行為」に該当し、指導・警告の対象となります。

※共益費の未納がある場合、各種手続きが行えません！

（名義変更、駐車場の新規契約、退去時の敷金還付などに影響します）

緊急連絡人の届出について

沖縄県では、令和4年4月に「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」を改正し、これまで入居時に求めていた「連帯保証人」を「緊急連絡人」としました。今後の手続きにおいては、「連帯保証人」ではなく「緊急連絡人」を届け出ることとなります。

Q1. 必ず緊急連絡人に変更しないといけないのですか？

A. 必ずしも変更する必要はありません。変更を希望される場合は、手続きが必要になります。変更を希望しない場合は、連帯保証人のままとすることもできます。

ただし、連帯保証人の要件を満たさなくなった、死亡等で不在となった場合は、早めに緊急連絡人の届け出を提出してください。

Q2. 緊急連絡人とは？連帯保証人と何が違うのですか？

A. 連帯保証人は、県営住宅の賃貸借契約に係る金銭債務（家賃、駐車場使用料、修繕費など）について、名義人と同様の支払義務を負いますが、緊急連絡人には、金銭債務の支払義務はありません。

緊急連絡人は、国内居住者で名義人と別世帯であり、以下の事項に協力できる18歳以上の方がなることができます。

【緊急連絡人に協力を求める事項】

- ①入居者が不在、病気などによる場合における緊急時の対応
- ②入居者が家賃を滞納した場合における、納付指導への協力
- ③入居者が死亡し、または無断で退去した場合における退去手続き
- ④その他知事が特に必要と認める事項に関する対応または協力



ジュウコウくん

Q3. 緊急連絡人への変更手続きは何をすればいいですか？

A. 協力事項への了解を得て、必要書類等を準備し手続きしてください。

届け出には、契約書（請書）の変更が必要です。あわせて緊急連絡人の住民票（抄本）、名義人の実印、名義人の印鑑登録証明書等が必要となります。

Q4. 現在、家賃を滞納しています。それでも緊急連絡人への変更はできますか？

A. 家賃滞納を解消することを優先してください。

家賃を滞納したまま緊急連絡人への届け出を希望される場合は、連帯保証人が責任を持って現在の滞納家賃等の解消に努めること等を確約する文書を連署のうえ提出していただきます。

入居係 098-917-2206

口座振替をご利用の方へ

■残高不足で引落しができないことがないように、引落日の前日までに振替口座へ入金してください。

また、引落し状況を確認するために、通帳への記帳を定期的に行うことをおすすめします。

■家賃等の口座引き落とし日は月末です。

ただし、月末が土日祝祭日の場合は、月末の金融機関営業日（平日）が引き落とし日となります。

（例）31日が日曜日の場合、29日（金曜日）が口座引き落とし日となります。